

経過的对応期間中の所要の手続について

既に公表している「認定申請のご利用の手引き」に記載されている「事前相談」の手続に則って、必要な書類・証憑等をご準備の上、管轄する総務省総合通信局等又は経済産業省経済産業局等(以下「管轄局」といいます。)にご相談ください。受付時には、ご持参資料等について以下の3つの要件を満たしていることを確認させていただきます。

要件1: 計画の内容が十分に確定し、見積書等の取得設備に関する証憑が整っていること。

※証憑となるものの内容については手引きを参照し、なお御不明な場合はお問い合わせください。

要件2: 認定の条件である情報処理安全確保支援士(中小企業の場合はITコーディネータも可)の確認・署名が滞りなく行われる見込みのあること。

※確認を行う情報処理安全確保支援士(又はITコーディネータ)の氏名および登録番号(認定番号)を確認します。

要件3: 個人情報保護委員会への協議を要する案件については、経済産業省HPに掲載する「個人情報関係記入事項チェックリスト」に示された項目及び協議に必要な資料や証憑類が準備されていること。

管轄局において、申請しようとしている内容が以上の条件を満たしていることを確認の上、受付を行った時点で、所要の手続を行ったものとします。受付後については、管轄局の指示に従い引き続き手続を進めてください。

なお、受付後においても、追加の証憑提出等が必要となる可能性がありますので、早めの手続をお勧めいたします。留意事項に記載の通り、追加の証憑等の提出に時間を要した場合、令和2年3月31日までに認定を行えないことがありますのでご理解ください。

<関連資料>

●認定申請のご利用の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/190327tebiki.pdf

●個人情報関係記入事項チェックリスト

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html